## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成26年8月27日
支出負担行為担当官
名古屋税関総務部長　安井　　猛
◎調達機関番号　015　◎所在地番号　23
1　調達内容
⑴　品目分類番号　25
⑵　借入等件名及び数量
埠頭監視カメラシステムの賃貸借　一式
⑶　調達案件の特質等　入札説明書による。
⑷　借入期間　平成27年２月１日から平成31年３月31日までの間。
⑸　履行場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成25・26・27年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の製造」又は「物品の販売」かつ「役務の提供等」で「A」又は「B」等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登載された者であること。
⑷　各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む）であること。
⑸　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
⑹　本公告の物品を第三者をして貸付けようとする者にあっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。
⑺　その他　詳細は入札説明書による。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒455―8535 名古屋市港区入船２―３―12
名古屋税関総務部会計課用度係　田中　博和　電話052―654―4036
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記３⑴の交付場所にて交付する。
⑶　入札書の受領期限　平成26年10月８日17時30分
⑷　開札の日時及び場所　平成26年10月９日10時30分　名古屋港湾合同庁舎７階名古屋税関会計課入札室
4　電子調達システムの利用
本件は、府省共通の電子調達システムを利用した応札及び入開札手続きにより実施するものとする。但し、紙による入札書の提出も可とする。詳細については、入札説明書のとおり。
5　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
⑷　契約書作成の要否　要。
⑸　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑹　手続における交渉の有無　無。
⑺　競争参加資格の申請の時期及び場所　「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年３月28日付官報）に記載されている時期及び場所のとおり。
⑻　その他　詳細は入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Takeshi Yasui, Director of the Coordination Division Nagoya Customs.
⑵　Classification of the products to be procured : 25
⑶　Nature and quantity of the products to be leased : Wharf Surveillance-Camera System, 1 Set
⑷　Leased period : From 1 February 2015 through 31 March 2019
⑸　Delivery place : As in the tender documentation.
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.
②　Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
③　Have Grade A or B in the Manufacturing or Selling and Services in terms of the qualification for participating in tenders by the Tokai・Hokuriku area related to the Ministry of Finance (single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2013, 2014 and 2015.
④　Have not received suspension of designated contractor status, etc. from any ministry or agency (including person specially qualified by officials in charge of disbursement of the procuring entity).
⑤　A person whose business situation or trustworthiness is deemed not to have significantly deteriorated and whose proper performance of a contract can be guaranteed.
⑺　Time-limit for tender : 17 : 30, 8 October 2014.
⑻　Contact point for the notice : Hirokazu Tanaka, Procurement Section, Accounting Division, Nagoya Customs, 2―3―12 Irifune Minato-ku Nagoya 455―8535 Japan, TEL 052―654―4036.

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成26年8月27日
支出負担行為担当官
文部科学省大臣官房会計課長　生川　浩史
◎調達機関番号　016　◎所在地番号　13
**○第５号**
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71
⑵　購入等件名及び数量
文部科学省電子入札システムの政府共通プラットホーム移行等業務　一式
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。
⑷　履行期間　平成26年10月31日から平成28年３月31日
⑸　履行場所　支出負担行為担当官が指定する場所
⑹　入札方法　落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので総合評価のための書類を提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　国の競争参加資格（全省庁統一資格）において平成26年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。なお、当該競争参加資格については、平成26年３月28日付け号外政府調達第57号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けている。
⑶　迅速なアフターサービスの体制が整備されていることを証明した者であること。
⑷　予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
⑸　支出負担行為担当官から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。